



発行 東京都

目 次

告 示

- 東京都青少年の健全な育成に関する条例第八条の規定による図書類の指定

(都民安全総合対策本部総合推進部若年支援事業課) 一

- 都市計画事業の認可(二件)

(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課) 一

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除

(環境局環境改善部化学物質対策課) 一

- 港湾施設の臨時休場

(港湾局港湾経営部経営課) 三

告 示

● 東京都告示第六百十二号

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第八十一条)第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次とおり指定する。

令和七年五月十六日

東京都知事 小池百合子

図書類

● 東京都告示第六百十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき西東京都計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年五月十六日

実施

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき西東京都計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染状況調査の

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかつた特定有害物質の種類 硫素及びその化合物並びにふつ素及びその化合物

一 指定を解除する区域 別図のとおり(荒川区西尾久二丁目地内)

四 事業地

収用の部分

練馬区羽沢二丁目及び羽沢三丁目
各地内
なし

五 事業地

使用の部分

練馬区羽沢二丁目及び羽沢三丁目
各地内
なし

● 東京都告示第六百十三号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都計画緑地事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年五月十六日

東京都知事 小池百合子

● 東京都告示第六百十五号
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第二項の規定により、令和五年東京都告示第八百九十九号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

なし

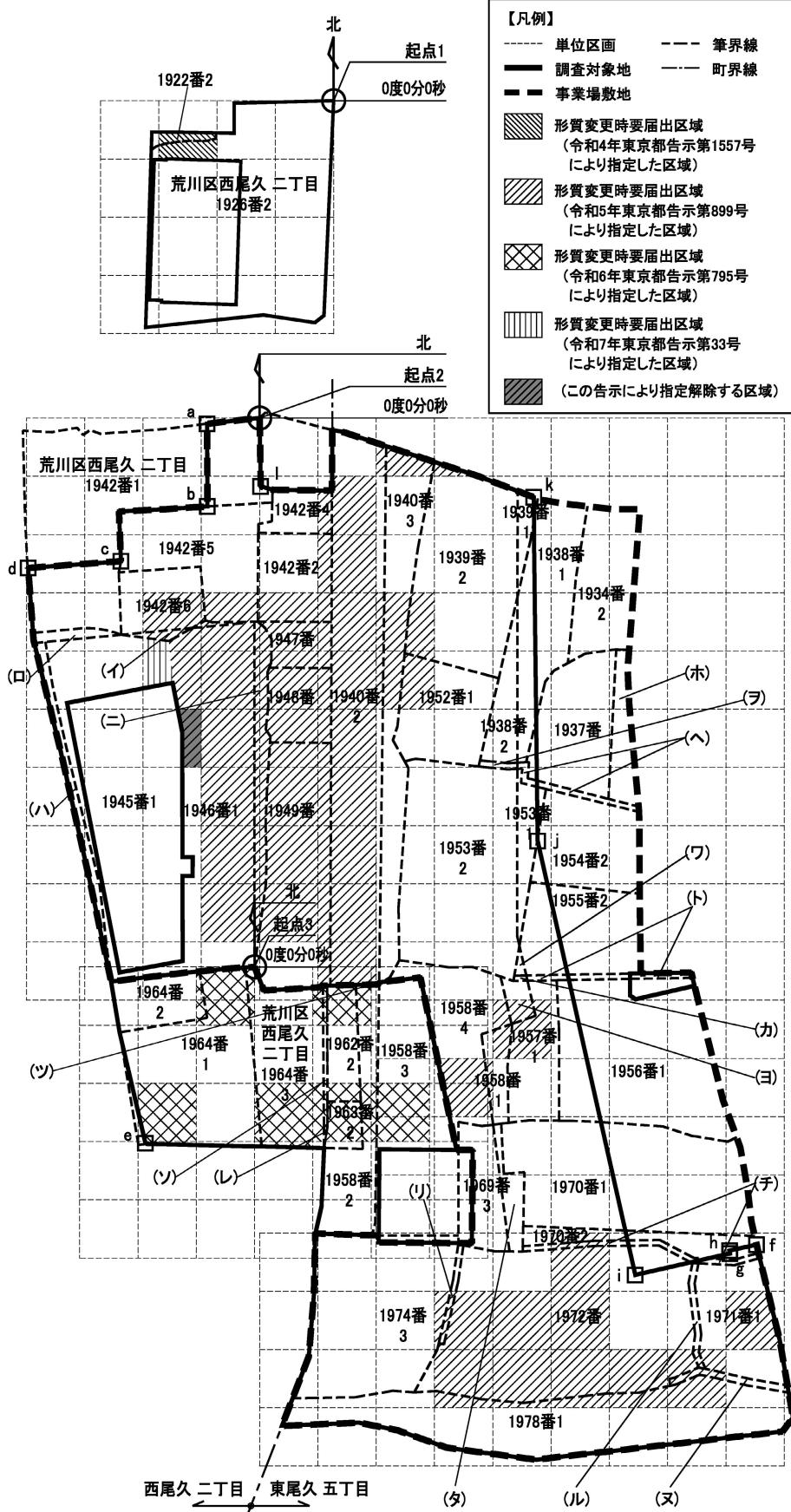
令和七年五月十六日

東京都知事 小池百合子

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌	コード及び発行業者	指定理由
四三四四	書籍	CannaComi	c s	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
二	都市計画事業の種類及び名称	西東京都市計画公園事業第二・二・十号ひばりが丘北四丁目公園		
三	事業施行期間	令和七年五月十六日から令和九年三月三十日まで		
四	事業地	西東京市ひばりが丘北四丁目地内	使用の部分	

一	施行者の名称	東京都知事 小池百合子
二	都市計画事業の種類及び名称	西東京都市計画公園事業第二・二・十号ひばりが丘北四丁目公園
三	事業施行期間	令和七年五月十六日から令和九年三月三十日まで
四	事業地	西東京市ひばりが丘北四丁目地内

別図



記号	座標 X	座標 Y	記号	座標 X	座標 Y	記号	座標 X	座標 Y
a	-27853.633	-6134.906	e	-27977.195	-6145.486	i	-27999.847	-6061.453
b	-27867.845	-6134.855	f	-27994.648	-6040.633	j	-27925.316	-6078.197
c	-27877.250	-6149.680	g	-27998.163	-6045.205	k	-27866.259	-6078.847
d	-27878.411	-6165.609	h	-27995.672	-6045.256	l	-27864.383	-6125.706

*座標値は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

記号	地番
(イ)	1942番3
(ロ)	1945番3
(ハ)	1945番4
(ニ)	1946番2
(メ)	1936番2
(ヘ)	1954番3
(ト)	1955番3
(チ)	1970番3
(リ)	1974番2
(ヌ)	1980番2
(ル)	西尾久二丁目 1973番
(ヲ)	1954番7
(ワ)	1955番5
(カ)	1955番6
(ヨ)	1957番2
(タ)	1969番2
(レ)	1963番3
(ソ)	西尾久二丁目 1962番3
(ツ)	1940番1

【起点1】
起点は、荒川区西尾久二丁目1926番2の最北端とする。

【起点1】
格子の回転角度(0度0分0秒)
格子の回転角度は、起点通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【起点2】
起点は、荒川区西尾久二丁目1942番1の座標値
(X=-27852.654, Y=-6125.891)とする。

【起点2】
格子の回転角度(0度0分0秒)
格子の回転角度は、起点通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【起点3】
起点は、荒川区西尾久二丁目1964番3の最北端とする。

【起点3】
格子の回転角度(0度0分0秒)
格子の回転角度は、起点通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

● 東京都告示第六百十六号

東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）第五条の規定により、次の港湾施設を臨時に休場する。ただし、STAR ISLAND 2025が中止となつた場合は、休場しない。

令和七年五月十六日

東京都知事 小池百合子

一種類	橋りょう附帯施設（遊歩道）
二 名称	レインボーブリッジ橋りょう附帯施設
三 休場日時	令和七年五月二十四日午後七時から午後九時まで
四 理由	同 時まで 月二十五日午後七時から午後九時まで STAR ISLAND 2025の実施に伴う混雑及び事故防止のため

発行

電話 東京都

○三(五三二二)一一一二一(代)
新宿区西新宿二丁目八番一号都

郵便番号 163-8001

定価一本号
(郵送料を含む。) 三〇円印刷所勝美印株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号社
○三(三八一二)五一〇一(代)

郵便番号 113-0001



リサイクル適性Ⓐ

このマークは、再生紙のマーク。
リサイクルマーク。